

ようこそ、土地改良区へ

〈木曾岬町土地改良区〉

1. 木曾岬町土地改良区の概要

木曾岬町土地改良区は、昭和27年土地改良法が制定され、従来の任意組合を解散し、昭和27年5月20日に設立認可を受け、現在に至っています。

令和3年4月1日現在の受益面積は522.64ha、組合員数は550名で、土地改良区の総代30名、役員は理事11名、監事4名の15名で構成されています。

なお、土地改良区の職員は現在3名で、農業用水、排水路、排水機場といった土地改良施設の運転及び維持管理を行っており、事務関係は町役場の職員（2名）が兼務しています。



総代会風景

2. 農業用水について

昭和24年以前においては、かんがい用水を木曾川、鍋田川から各樋管によって取水していたが、その後地盤沈下等のため海水の逆流によって、その取水は困難を極めるようになり、逆流を利用し湛水を取水するとともに、さく泉により地下水を揚水し農業用水を充足してきたことから隣町の長島町（現 桑名市長島町）、愛知県の関係町村とともに木曾川下流総合開発促進期成同盟会を結成し、国県に対し要請の結果、当初農林省が木曾川総合用水事業として調査を進め、昭和44年水資源開発公団が木曾川用水事業を継承され事業を推進してきました。そこで、当町は受け入れ対策として全町パイプラインにより末端ほ場へ配水する構想をまとめ、昭和42年着工の第一次農業構造改善事業の一環として見入地区で初めてパイプライン



農水水管橋



揚水機場内

方式にて施工して以来、団体営かんがい排水事業等により農業用水のパイプラインを整備し、昭和54年3月に待望の全町パイプライン工事が完了、4月から木曾川大堰から送水された農業用水を各ほ場へ円滑に配水することができるようになり、農業用水の不安は一掃されることとなりました。



川先排水機場



中央幹線排水路

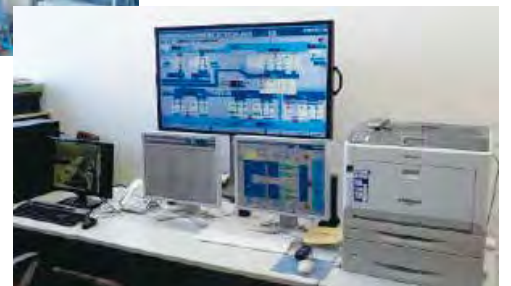
3. 排水機場について

土地改良区では5機場を管理しており、木曾岬町全体の排水排除を行っています。

これら5機場について、木曾岬町が県営地盤変動対策事業や県営湛水防除事業等で整備を行ってきましたが、昭和40年代からの広域地盤沈下に対応するための施設の増加や、規模の大型化、操作の複雑化が進んできたため、昭和60年にはNTT専用回線を使用して役場庁舎内に集中管理システムを設置し、管理の一元化により、適正な運転管理と安全の確保及び業務の省力化を図り、効率的な町内の排水を行う体制づくりを行っています。



排水機場内



集中管理システム 外観

4. 現在の取り組み

施設の老朽化に伴い、排水機能の低下や機器の損耗促進等により湛水規模が拡大する状況にあるため、排水機場の整備を進めています。